

町田市議会委員会条例の一部を改正する条例

町田市議会委員会条例（昭和４５年２月町田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

目次中「（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」を「（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）」に、「（特別委員会の設置）」を「（特別委員会の設置等）」に改める。

第２条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条中第１項を第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第６条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第８条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成２４年法律第７２号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

改正後	改正前
目次 第 2 条 （<u>常任委員の所属、</u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 6 条 （特別委員会の<u>設置等</u>） （<u>常任委員の所属、</u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 議員は、<u>少なくとも一の常任委員となるものとする。</u> 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。 （1）～（4） 略 （特別委員会の<u>設置等</u>） 第 6 条 略 2 略 3 <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> （委員の選任） 第 8 条 略 2 <u>議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</u> 3 略 4 略	目次 第 2 条 （常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 6 条 （特別委員会の<u>設置</u>） （常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。 （1）～（4） 略 （特別委員会の<u>設置</u>） 第 6 条 略 2 略 （委員の選任） 第 8 条 略 2 略 3 略

(提案理由説明)

本案は、地方自治法の改正により、委員会に関する事項が条例に委任されたため、所要の改正をするものである。